

## 小中学校の学校給食の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教科学習と並んで学校教育の一環となっている。学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、望ましい食習慣を養うなど、その教育的効果は大きい。

その経費の負担について文部科学省は、設置者の判断で保護者の負担軽減を図ることが可能であるとの見解から、子どもの貧困対策はもとより、子育て支援や少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助、または一部補助する市町村も増えてきている。

しかし、市町村における給食費の無償化は、人件費や消費税、高騰する材料費及び燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念を生じる可能性があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

また、これまで各自治体が特色ある給食を提供し、郷土愛の醸成に繋げる食育を展開している。こうした施策に支障を来さぬような制度設計も必要と考える。

本来、公教育の機会均等の立場からも、居住地域における教育負担の格差を最小限に留めるよう努力することは国の務めである。

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、「子ども未来戦略方針」において、学校給食の無償化に向け、全国ベースでの学校給食の実体調査が進められている。

よって、国においてはこうした状況を鑑み、子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財源確保を行い、すべての市町村が学校給食の無償化を実施できるよう強く要望する。

### 記

1. 国において小中学校の学校給食の無償化を実施すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

岐阜県 可児市議会

(提出先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣、衆議院議長、参議院議長